

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第8回）議事録

- 1 日 時 令和5年1月31日（火曜日）18：30～20：00
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，奥田委員，小幡委員，加納委員，菅野委員，熊谷委員，佐々木委員，柴田委員，高橋委員，寺田委員，中嶋委員，早坂委員
※欠席：秋山委員，小野委員，鹿野委員，熊井委員，西尾委員，支倉委員，三浦委員，山下委員
[事務局]郡市長，新妻健康福祉局次長，西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，鈴木指導担当課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（所長代理），林精神保健福祉総合センター所長，薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，富田若林区障害高齢課障害者支援係長（課長代理），吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，前田社会参加係長，佐藤地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，及川施設支援係長，高橋指導係長，田所主任，大谷主事，五戸主事，成田主事，横尾主事

4 内 容

（1）開 会

（2）諮問

（3）市長挨拶

市 長 改めまして，皆様こんばんは。

本日は皆様大変お忙しい中，本協議会にご出席をいただきまして，本当にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては，日頃から本市の障害者施策に対して多大なるご理解とご協力をいただき，心から感謝申し上げる次第でございます。

また，令和3年11月に諮問をさせていただきました，障害者差別解消条例の見直しのあり方について，令和4年12月に中間報告をいただきましたこと，そして，今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきまして，障害福祉サービス事業所や医療機関の現場などにおいて，日々お心を配っていただいておりますこと，この場をお借りいたしまして，改めて深く感謝申し上げます。

さて，今し方，大坂会長に対して次期「仙台市障害者保健福祉計画」，「仙台市障害

福祉計画 第7期」、そして「仙台市障害児福祉計画 第3期」について諮問をさせていただきます。

現行の計画では、「共生の都・共生する社会」を理念として掲げ、障害の有無にかかわらず、地域の一員として安心して生活し、自分らしく生きがいを持って活動することができる社会の実現に向けて、それぞれの障害者施策に取り組んでまいりました。

この間、医療的ケア児支援法の制定による国や自治体等の責務の明確化や、障害者差別解消法の改正による事業者の合理的配慮の義務化など、様々な法の整備なども進められてきたところでございます。

本市といたしましては、このような国の動きなども踏まえまして、誰もがどのような状態であっても、自分らしく暮らすことのできる社会がここ仙台市で実現できるよう、次期計画ではこれまで以上のものを作っていくてはいけないというそういう思いで諮問をさせていただいたところでございます。切れ目なく、そしてまた安心して施策を展開できるように、障害をお持ちになられた方々が真にこれで安心できるというふうに思っただけのような、そのような計画にまとめていただきますよう、それぞれの皆様方の知見を生かしながら、活発にご議論いただければということをおもうところでございます。

障害者施策に当たりましては、行政だけではほとんど動かないところもでございます。何よりも現場をよく知る皆様方のご意見が重要だというふうに認識をしております。事業者の皆様方、それからまた様々サポートに当たっておられる方々、そしてまた当事者の方、ご家族の方々のご意見がこれは不可欠だと思っております。ぜひ皆様方の意見をきめ細かく聞いていただきながら、よりよいものにつくり込んでいただきますようお願いを申し上げます。

限られた期間になりますけれども、よりよい答申をいただけることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

（4）委員挨拶

事務局 続きまして、新たに就任された委員をご紹介します。

高橋淳子委員のご退任に伴い、新たに早坂勇人様が就任されました。早坂様より一言ご挨拶をお願いいたします。

早坂委員 皆様、初めまして。社会福祉法人やまとみらい福祉会、法人事務局長理事を務めております早坂と申します。

障害福祉事業といたしましては、障害者就労移行支援事業及び就労継続支援A型・B型の複合事業所のほうを仙台市内と大和町内で行っております。こうした地域の障

害者福祉施策に携わるきっかけとなりましたのは諸橋悟さん、仙精連の理事長さんとの出会い等もあったんですけども、先ほど市長のご挨拶にもありましたとおり、我々はA型・B型事業所の複合でワイン造りとかも行ってございまして、そして、商業的な事業者としての視点と、あと障害者福祉事業を行う実施主体としての視点、そういったところの知見をこういった中で生かせればなというふうに思っております。力不足なところ多々ございますけれども、精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

（5）会長挨拶

事務局 続きまして、会長よりご挨拶をいただきたく存じます。大坂会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆様、おばんでございます。

ただいま郡市長さんから諮問を受けましたので、しっかりとその意向を酌んで行いたいと思うんですが、実は皆さんとともにこの何か月間か、当事者の方からいろいろな立場で実はヒアリングをさせていただいておりました。いろいろな声を聞かせていただいております。その中には切実なものがたくさんありましたよね。そういったものがしっかりと次期計画に盛り込めるよう、そして、今日市長さんがいるんですけども、ざっくばらんなお話をすると、計画というのは計画をつくって終わりではありません。計画はしっかりと実行されて初めて有効なものになります。

例えば事業所を新たにいくつ造った、利用者がこのぐらい利用できるよになりましたと。そういうアウトプットだけでの評価はもうやめませんか。つくった計画、その意図がしっかりと伝わって、結果としてその計画に盛り込まれた効果が対象とする人にしっかりと届いているのかどうか。そういったアウトカム評価、そういったことをしながら、それをするためのヒアリングということをやってきたんだというふうに、私はいろいろな方のお話を聞いてつくづく思ったんです。

ですから、形だけの計画や数字合わせだけの評価、そういうものではなくて、しっかりとつくられた計画が必要な人に届いて、しかもターゲット、今ペルソナという言葉を使う人もおりますが、そういった対象としている人に届き、意図されたとおりに、市長さんがさっきおっしゃっていた、誰もが自分らしく暮らせる、どんな状態であってもその人らしく暮らせる暮らしが仙台で実現できるようにこの計画をつくり、その後もしっかりと評価をしながら、ぜひ実りあるものになればいいなと思って取り組みたいと思います。委員の皆様一人一人も、ぜひその点をしっかりと理解していただいて、この施策協を進めていくことができればと思っております。

珍しく堅い話をしました。すみません。でも、大切なことなので、ぜひ事務局であ

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

る当局の方も、数に頼るのではなくて、しっかりと効果があるものとしてこの計画が活かされるよう、ともに進んでいきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

事務局 大坂会長、ありがとうございます。

大変恐縮ではございますが、市長と健康福祉局次長は次の日程でございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、ここからの進行は大坂会長に進めていただきます。よろしくお願ひいたします。

(6) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より奥田委員の指名があり、承諾を得た。

(7) 議事

協議事項

(1) 次期「仙台市障害者保健福祉計画」, 「仙台市障害福祉計画（第7期）」, 及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」について

報告事項

(1) 令和4年度障害者等保健福祉基礎調査の進捗について

協議事項

(1) 次期「仙台市障害者保健福祉計画」, 「仙台市障害福祉計画（第7期）」, 及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」について

会長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、議事に入ります。それでは、次第7の議事です。

協議事項（1）次期「仙台市障害者保健福祉計画」, 「仙台市障害福祉計画（第7期）」, 及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」について、事務局からご説明をお願ひいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) それでは、協議事項の（1）についてご説明いたします。

現行の障害者保健福祉計画、障害福祉計画、それから障害児福祉計画につきましては、令和5年度までの計画となっております。そのため、令和6年度からスタートする計画を新たに策定する必要がございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

先ほど市長から本協議会に計画の在り方についての諮問がありまして、これから本協議会で計画策定についてご議論いただくに当たりまして、本日はまず計画策定の概要、それから現行計画の実施状況と課題、本市の障害のある方を取り巻く現状、計画策定に係る国の動向について、まずご説明させていただきます。

では、計画策定の概要につきまして、資料1、次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の策定について（案）をご覧ください。

1の策定の趣旨でございます。

現在、仙台市における障害者に関する計画として、障害者基本法に基づいて、障害者施策全体の理念、方向性、主要施策などを定めた「仙台市障害者保健福祉計画」、それから障害者総合支援法や児童福祉法に基づきまして、障害福祉サービス等の見込量とその見込量を確保するための方策などを定めた「仙台市障害福祉計画」、「仙台市障害児福祉計画」の3つがございます。

2の計画の位置づけです。

障害者保健福祉計画などは、仙台市の全体的な計画である仙台市基本計画、この図でいくと黒い枠のところになりますが、その仙台市基本計画を上位計画としまして、「支えあいのまち推進プラン」など、仙台市の福祉に関するほかの計画と緊密に連携しながら、障害者施策を総合的に推進する計画として策定するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、3の計画期間でございます。

障害者保健福祉計画につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画となります。また、障害福祉計画、障害児福祉計画につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となります。

なお、障害福祉計画（第8期）と障害児福祉計画（第4期）の策定にあわせまして、障害者保健福祉計画の中間評価を令和8年度に行う予定としております。

次に、4の策定の進め方です。

現在、障害者等保健福祉基礎調査としまして、障害当事者、家族、市民などを対象にしたアンケート調査、それから当事者、家族、事業者等を対象としたヒアリング調査を実施しておりまして、それにより障害児・者の実態把握に努めるとともに、課題の整理などを行ってまいります。

それらを踏まえまして、今後、協議会で検討すべきテーマを整理するとともに、その中でも重点的に取り組むべきテーマがある場合など、必要に応じて本協議会に作業部会を設置することも検討いたします。

一方で、障害関係の審議会・協議会といたしまして、本協議会以外に障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会、発達障害者支援地域協議会などもございますので、それらの会議体での議論も踏まえて計画を策定することといたします。

また、計画案が一定程度まとまった際にはパブリックコメントを実施しまして、市民の皆様からご意見をいただく予定としております。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

5の今後の主な策定スケジュールになります。

次回、3月に予定しております本協議会におきまして、計画策定のスケジュールや基礎調査の結果速報などをお示しした後、令和5年度に入りましたら本格的な検討を進めてまいります。11月に中間案を提示し、12月にパブリックコメントを実施しまして、来年3月に市長に答申し、計画策定となる予定、そういうふうなスケジュール感としております。

委員の皆様には、令和4年度の条例改正に続きまして、令和5年度もほぼ毎月のように協議会でのご検討をいただくことになりまして、お忙しいところ大変恐縮でございますが、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

続きまして、現行計画の実施状況と課題につきましてご説明いたします。

資料のほうは、2の縦長の資料になります。現行「仙台市障害者保健福祉計画」及び「仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）」の主な実施状況についてをご覧いただきたいと思っております。

また、参考資料としまして、令和4年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況、こちらのほうも併せてご覧ください。

現行の計画では、「共生の都・共生する社会」という理念の下、基本目標として「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」という目標を掲げて、資料2の左から2つ目の欄にある5つの施策体系を柱に各種事業を進めているところです。

資料2につきましては、施策体系に沿って実施している主な事業とともに、事業を進める中で浮かび上がってきた課題、それから新たな視点、そういったものを今回整理させていただいたものです。

一方で、計画の課題とか新たな視点を検討するためには、現在実施している事業の実績、それから評価を踏まえる必要がございますが、まだ年度の途中というところもございまして、令和4年度の実績は確定しておりませんので、実績・評価につきましては、先ほどお示ししました参考資料1、令和3年度の実績ですね。これは7月の本協議会でお示しさせていただいたものですが、そちらを添付しましたので、そういった実績・評価につきましてはそちらのほうをご覧いただければと思います。

本日は、資料2を中心にご説明させていただきます。

まず、施策体系（1）共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進になりますけれども、①の理解促進・差別解消のところにつきまして、これまでの障害理解サポーター事業など、そういったことで一定の周知啓発を行ってまいりました。今年度ご議論をいただいております差別解消条例の改正に関連しまして、事業者並びに市民に対する差別解消法、条例改正のさらなる周知が必要だというところが、課題・新たな視点というところで設けられているところでございます。

施策体系（2）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実につきましては、②の保育・療育の部分であるとか、あと③の教育・発達支援に関連しまして、これまでも保育所・幼稚園への訪問支援など、そういったことを行ってき

ておりますが、引き続き、幼稚園・保育所・学校への訪問支援等による連携の強化が必要であるということが課題ということでございます。

施策体系（3）地域での安定した生活を支援する体制の充実では、③の居住支援に関連しまして、重症心身障害者、医療的ケア者、強度行動障害者等の重度障害者の住まいの場の確保が必要ということで、そういったことが課題として上げられております。

また、施策体系（4）生きがいにつながる就労と社会参加の充実につきましては、①の一般就労・福祉的就労に関連しまして、就労支援センターを中心に雇用のマッチングなどをこれまでに進めてきているところではございますが、より多様化する雇用、例えばより短時間での雇用とか在宅就労など、様々な雇用が進められる中で支援のあり方が課題となっていると。そういうところが課題として浮かび上がってございます。

施策体系（5）安心して暮らせる生活環境の整備では、④の事業所支援・人材支援に関連しまして、障害理解の啓発と併せまして、障害福祉分野の人材確保に向けた広報など実施してきているところではございます。ただ、事業所の枠を超えた職員の交流などによる人材確保定着支援の強化が必要なのではないか、そういった課題が上げられているところではございます。

各種事業を実施するに当たりまして、事業の実績評価を踏まえまして、以上のような課題、視点というところを上げられておりますが、現在実施しております障害者等保健福祉基礎調査で把握した実態、課題などと併せて整理をした上で、各分野の方向性等の協議を進めていく予定としております。

次に、本市の障害のある方を取り巻く検討につきまして、平成28年度から令和3年度までの6年間で障害分野の主な数値がどのように推移したかご報告いたします。

資料3、仙台市の障害のある方を取り巻く現状について、こちらをご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、本日この現状につきましては、障害者手帳の所持者数、本市の障害福祉分野の予算、本市における障害福祉サービス事業所等の数と定員数、その利用者数の推移をそれぞれまとめております。

まず、3ページをご覧ください。

1の障害者手帳所持者の推移です。

平成28年度は4万8,599人の所持者であったところ、令和3年度には5万4,048人となりまして、この6年間で5,449人増加しており、増加率は11.2%となっております。本市の人口との比率では、令和3年度で4.9%となっております。

障害種別ごとの平成28年度からの増加の内訳としましては、身体障害者手帳が約600人の増加でしたのに対しまして、療育手帳が約1,600人、精神障害者保健福祉手帳が約3,200人増加しておりまして、この2つの手帳所持者数の伸びが顕著となっております。

4ページにお進みいただきまして、障害福祉分野の予算の推移でございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

本市の障害福祉分野の予算，平成28年度には約284億円であったところ，令和3年度には約388億円となっております，約104億円の増加，増加率は36.8%となっております。

5ページにお進みいただきまして，3の障害福祉サービス事業所等の事業所数の推移になります。

平成28年4月には876事業所であったところ，令和3年4月には1,013事業所と137事業所が増加しております，増加率は15.6%となっております。

1枚おめくりいただきまして，この事業所数の推移を，障害福祉サービス等ごとに掲載しております。増加の多い主なものとしましては共同生活援助，いわゆるグループホームが33事業所の増加，就労継続支援B型が45事業所，放課後等デイサービスが55事業所それぞれ増加しているところでございます。

7ページにお進みいただきまして，4の障害福祉サービス事業所等の定員数の推移です。

平成28年4月には6,725人であったところ，令和3年4月には1万243人ということで3,518人増加しております。増加率は52.3%となっております。

8ページにお進みいただきまして，こちらもサービスごとの定員数の推移を掲載しております，増加の多い主なものとしましては，やはり共同生活援助が754人，就労継続支援B型が1,061人，放課後等デイサービスが712人というふうに，先ほどの事業所数の増加に合わせてやはり定員数も増加しているという状況でございます。

9ページにお進みいただきまして，5の障害福祉サービス利用者数の推移です。

平成28年度，平成29年3月には9,397人であったところ，令和3年度の最後，令和4年3月には1万1,969人ということで2,572人の増加，増加率は27.4%となっております。

こちらも障害福祉サービスごとの利用者数の推移を次のページに掲載しております。

増加の多い主なものとしましては，こちらもやはり共同生活援助が460人，就労継続支援B型が851人，放課後等デイサービスが740人ということで，ほかの定員数，事業所数の推移と同じように増加しているというところでございます。

本市の障害のある方を取り巻く数値的な推移については以上でございます。

最後に，計画策定に係る国の動向についてご説明いたします。

資料4，令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し等についてをご覧ください。

今回策定いたします3つの計画のうち，3年間の障害福祉計画，それから障害児福祉計画につきましては，国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針，これに示される目標値であるとか，指標などに沿って策定する必要がございます。

現在，国ではこの基本指針の見直し作業が進められておまして，本日はそのうち，昨年10月17日に開催されました国の社会保障審議会障害者部会の資料を参考

資料2, 3, 4と添付してございます。ですが、ボリュームがちょっと多いということになりますので、参考資料2の基本指針の見直しの資料について、ポイントを絞りまして資料4にまとめておりますので、それを使いまして簡潔にご説明いたします。

まず、1の基本指針見直しのポイント（案）になります。

（1）の入所等から地域生活への移行に関しては、地域のニーズを踏まえたグループホームの整備促進のため、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、活動指標として示してはどうかというようなご意見が出ているそうです。

また、（3）福祉施設から一般就労への移行等に関しましては、就労選択支援という事業の創設などを踏まえまして基本指針の見直しを行ってはどうかというご意見があったということでございます。

また、（4）の障害児のサービス提供体制の計画的な構築に関しましては、③の医療的ケア児等に対する支援体制の充実というところに関しまして、医療的ケア児等支援法を踏まえまして、総合的な支援体制の構築などを記載してはどうかというご意見が出ております。

次ページにお進みいただきまして、（6）の地域における相談支援体制の充実強化に関しましては、基幹相談支援センターの整備と機能充実のための成果目標を見直してはどうかというところが意見として出ているというところでございます。

進みまして、一番下の（12）の情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法を踏まえまして、特性に配慮した意思疎通支援であるとか支援者の養成について記載してはどうかということが意見として出ているというところでございます。以上のようなポイントで見直し案が示されているというところでございます。

3ページにお進みいただきまして、2の成果目標項目の見直しについてにつきましては、見直しすべき項目の例として、資料にも記載がございます。医療的ケア児支援センターの設置であるとか、基幹相談支援センターの設置といった項目が上げられているところでございます。

3の活動指標項目の見直しにつきましては、見直しすべき項目の例として、共同生活援助に係る重度障害者の利用者数であるとか、就労選択支援の利用者数、精神障害者の自立訓練の利用者数などが上げられているところです。

4ページにお進みいただきまして、資料4・5・6につきましては、それぞれ計画期間の柔軟な設定の在り方であるとか、障害保健福祉圏域での計画の共同策定とか、計画への記載内容の簡素化などの計画を策定するに当たっての在り方についての見直し案も示されているところでございます。

今回は昨年10月時点の国の動きということでご報告させていただきましたが、現在もこの国の基本方針の見直しというのが進められておりますので、国の基本方針が固まりましたら、改めてご説明させていただく予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より、次第7の協議事項（1）次期3計画について説明がありました。

ここからは、皆さんのご意見、ご質問を頂戴したいと思いますが、事前質問票をいただきました、寺田委員さんから、ご発言をお願いしたいと思います。

寺田委員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

お手元に質問票ということでお出しをしておりますが、1番が意見として、去年1年かけてこの協議会で障害者差別解消条例の議論をしてきましたが、その改正がされることを見据えて条例改正の趣旨に合致した、先ほど会長さんの挨拶にもありましたアウトカム、本当の実際の効果につながるような具体的な取組を次の計画にしっかりと盛り込んでいただくような見直し作業を進めるということが重要だと思ったところでございます。

1つの例としては、最も大きな改正点であります、商業その他の事業を行う事業者が事業を行う際に、障害のある方の意向に沿った合理的配慮をすることが努力義務から義務に変わるということもございませぬ。商店とか飲食店とか映画館など事業を行う事業者が、合理的配慮の提供をしていかなければならない状態になります。ですが、この「合理的配慮」という言葉そのものですか、事業を行う場面で何らかの障害のある方が来たときに、その方とコミュニケーションを取って合理的配慮としてどんな対応をすべきか理解し、それを実行できる事業者の方々がまだまだ少ないんだと思います。

ということで、条例改正の実効性を上げるために、次の計画では、事業者の理解の促進と合理的配慮の提供に向けた広報周知をこれまで以上に強力に進めることと、実現するために必要な財政的支援なども計画に明記しておく必要があると思つた次第です。

この3つの計画、現行のものは、全体的には障害のある方のために、行政とか福祉サービスの専門事業者などが提供する事業やサービスを中心に計画されているもので、この一般の事業者の皆さんへの働きかけの部分は非常にあっさりとしてるといふか、あまり濃密な計画というふうにはなっていませんので、この点については改めて改正を見据えて力を入れて、可能な範囲で具体的に書いていただきたいと思つたところでございます。

そして、もう一つは、昨年から最近にかけてヒアリングを私もやっております、複数の意見として出てきていたのが、「学校などで、医療的ケアが必要な児童生徒も含めて、障害のある子どもたちと健常者の子どもたちが一堂に会して同じ時間を過ごす機会をできるだけ増やすべき」という意見をいただいております。なかなか同じ学校には行けない例が多いのだと思いますが、学校、あるいは普通の社会の暮らしの中であるべく健常者と障害のある方が一緒に過ごす時間を増やすべきというふ

うにお考えの方々や保護者からの要望もございました。

これはかなり看護師などの専門職の人材を調達して学校に配置するとか、いろいろな財政上の制約も含めてなかなか困難な課題かとも思いますが、少しでもそういう機会が増えますように検討してほしいテーマと思いましたが、ここでお伝えをする次第です。

その他に一応書いたんですけれども、昨年も配られている、先ほどの参考資料2というこれまでの実績の表がございまして、16分の13ページにバスのバリアフリー化の実績が書いてある段があるんですけれども、ノンステップバスという段差のない、ステップのないバスが25両ほど令和3年度に整備したというのを表に書いてあるんですけれども、この令和3年度の25両を整備したことで、全体でバスが何両あるバスのうち、これまでの累計で何両がノンステップバスになって、残りはまだワンステップバスとか、中ぐらいの2段階のツーステップバスということのかなと思いますけれども、このあたりの実績が捉えられているのでしょうかというのが質問です。

これまでの整備状況、全体でどの程度まで進んでいるか。地下鉄の駅の整備などでは結構30駅ある分のいくつまで進んだとかと書いていますので、そういったどこまで全体で進んだのか分かるような資料としてまとめていただければという要望を含めてお伝えをしたいと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、皆様からもご意見頂戴したいと思います。今日は臨時委員さんもいなくて大変寂しく、欠席の方も多くて大分寂しいんですけども、中身の濃いものにしたと思いますので、ぜひご発言をお願いできればと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、順番で奥田委員さん、ご発言いただけますか。

奥田委員 愛泉会の奥田と申します。

資料の令和6年に向けた障害計画及び障害児計画についてなんですけど、1の基本指針見直しのポイントというところなんですけど、入所施設から地域への移行、地域生活の継続支援というところなんですけど、実際にはこれは国の法でも計画化されてはいるのですが、なかなか入所施設に入っている方々、非常に重い方が多いものですから、なかなか地域での生活となりますと、やはりそれなりのアフターフォローといいますか、しっかりした支援が必要なのかなと思います。その辺、具体的にきちっとお示しいただいた内容のものになれば、すごくいいものができるのかなと思いますし、また重症障害者の方々のグループホームというのも、非常に重い方々のグループホームは、本当に当然ながらついていなくてはならない状況の方もいらっしゃいますので、その辺も踏まえてしっかりした具体的な支援及び生活環境の場と

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

いうところもしっかりまとめたものになればいいのかなと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、柴田委員さん。

柴 田 委 員 宮城県自閉症協会の柴田と申します。よろしくお願いたします。

今、仙台市の障害のある方の取り巻く現状についてということでお話があったんですけれども、やはり事業所数の数字ということでいろいろな事業所が増えていましてという話があったんですが、増えていてもその中身というか質というか、そういうところはどうかかなということがちょっと疑問でした。それから相談事業所さんが増えていても、やはり周りの保護者の方から聞くと、プランを立てるときに事業所さんに入ってもらえなくて、親自らセルフプランを立てるという場合が大変多いということなんですね。やはり事業所は増えても、そうやってまだ使いにくいとか、使えないお母さんたちがいっぱいいる、保護者がいっぱいいるという現状があるということをお伝えしたくて、その内容ももう少し吟味してみたらどうかかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。
高橋委員さん、いかがですか。

高 橋 委 員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

障害者を取り巻く状況というところを僕もちょっと見ていたんですけれども、障害者自身が手帳の数からいっても増えているんですが、そしてそれに対応して事業所等も増えているように全体としてはなっていますけれども、視覚障害者がよく使う同行援護事業所は減っているんですよ。これはその減っている理由って、もし何か推察できるというか、分かっておられるのであれば、後ほど教えていただけるといいかなと思います。当事者として、私は実はあまり使っていないんですけれども、同行者がいないと出歩けないという視覚障害者は非常に増えておりますので、このあたりの現状がどうなっているか教えていただきたいと思います。

以上です。

会 長 事務局、いいですか。では、事務局、お願いたします。

事 務 局 障害者支援課、清水でございます。

(清水課長) 今回の同行援護の事業所さんが少なくなっているというふうなところでございますが、定量的に把握しているというところではございませんが、我々のほうとして聞こえてくる声といたしましては、やはり同行援護に対応する職員の方、ヘルパーさん、これの確保が各事業所様含めて難しくなっている面があるというふうには

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

伺っているところでございます。その背景としては、やはり給付費の設定ですとか、そういったところの構造的な問題というのもあるかというふうには思っているところでございます。

会 長 ありがとうございます。
 中嶋委員さんはいかがでしょう。

中嶋委員 中嶋です。

このところのヒアリングに何件かさせていただきまして感じたこと、そして今回の基本指針の見直し等にも触れてくるかなというふうに思いますのでお話しさせていただきますと、まず支援される側もする側も、要は当事者も、それから支援者、事業所の皆様方も非常に人材確保というところが難しいということをご指摘されておりました。事業所の方々は本当に人材の確保ができなければそのサービスを提供できないものですから、本当に人材確保に必死になってやっているというところなんですけれども、支援される側、障害のある当事者の方々からすれば、やはりスタッフの方が定着しなければ、それだけ質も保障されないというところで非常に困惑されているようなご意見も伺うことができました。非常に切実な問題だなというふうに実感いたしました。

また、それから皆様方からニーズを伺いますと、現状の制度や法律の中ではなかなかカバーされないようなこともたくさんありまして、それらについて皆様方から具体的なご意見を頂戴したわけなんですけれども、そういったことを今事務局さんのほうで精査していただいていると思いますので、この基本指針の見直しといったところに反映されていけばいいなというふうに感じております。

会 長 ありがとうございます。
 では、奥田委員さんは先ほど発言されましたので、小幡委員さん、お願いしてよろしいでしょうか。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡でございます。

全体的なところで申し上げますと、先ほどの基本指針の見直しなどについてもご説明いただいて、基本指針なのでやむを得ないとは思いますが、非常に抽象的で、具体的にどのようなことをしていく必要があるのかが見えてこないと感じました。冒頭の会長のご挨拶にもありましたが、次の策定にあたっては、もう少し各項目に、具体的な取り組みを入れていくことを目標にして、一つずつ検討していくのはどうかと思います。

私に一番身近なところでは、虐待防止、成年後見制度などがありますが、今回の資料2の上の段から2つ目に、課題・新たな視点として、障害者虐待防止のさらなる推進とされています。では具体的にどのようにするかという点について、参考資

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

料1によれば、相談場所の確保や研修を行う、と抽象的な書き方となっていますが、例えば、研修について、施設従事者による虐待も確認されているようですので、そのような施設への個別指導や研修を行っていくとするなど、具体的な取り組みを検討しても良いのではないかと感じました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、加納委員さん、よろしいですか。

加 納 委 員 ハローワーク仙台の加納でございます。冒頭、遅れまして申し訳ございませんでした。まず、参考資料2、10ページのところで、ちょっとざくっとした感想になるんですけども、下の段の発達障害者等支援の一層の充実というところで、発達障害者の家族等への支援が重要であるということを見ました。先ほど手帳所持者も増えているというところで、発達障害のある方についても、割と例えばテレビドラマとかもあつたりとか、全体的に認知も進んできていますので、ご本人さんもそういったことをオープンにできる環境にはだんだんできてきているのかなと思うんですけども、やはり中にはご本人さんも受け止められなかったり、ご家族がそこをちょっと認めたくないという部分をお持ちでしたりということもあります。学校教育の中では普通学級の中で過ごして、とても成績優秀な方とかもたくさんいらっしゃるの、大学とかも卒業されて、就職をされてということで、一回世の中に出てからなかなかうまくいなくて離職というような経験を踏まえて、ちょっと精神的に落ち込んでしまったりという方も多くご相談にお見えになることがあります。そういったところを見ていますと、やはりご家族もともに受け止めがあつて理解が進んでいくと、そういう失敗体験みたいなところから進んでいくのではなくて、もうちょっとその前段階でいろいろサポートができたり、成功体験を積んで次のステップに進める方もたくさんいたというふうに日頃感じますので、そういったところ、家族へのサポートというところもとても重要なことというふうに感じました。

会 長 ありがとうございます。
では、菅野委員さん、お願いしてよろしいでしょうか。

菅 野 委 員 仙台市サンホームの菅野と申します。
今日の資料の基本指針の見直しのところで、ポイントの（4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築というところについてですが、まさしく私の勤務している児童発達支援センターの地域の体制整備において、新たに4つの機能が拡充されて下りてきます。療育の現場と並行して地域支援を実際にやっていますが、仙台市の方でも頑張っておさり1名の常勤化予算を確保していただいておりますが、それ以上に仕事が増えているという現状があります。

先ほど課題に出されておりました，幼稚園・保育所・学校への訪問支援による連携の強化の課題については，もう既に動き始めてやっておりますが，やってもやっても掘り起こされ，支援対象が増えていきます。また，支援を求めているお子様もですが，ご家族の多様化，それから施設側の支援者の困難さを抱えた子どもたちを何とかしたいという強い願いもあり，どのような支援体制を作り，連携を強化していったらいいのかという悩みもあります。現状では，やってもやっても追いつかない，子どもたちがどうなったらいいのか，どういうことを目指して，どれぐらいの人数を支援していけばいいのかという目途が見えにくい状況です。

1つのセンターで地域支援の人員が1名という中で，私たちも1名ではやり切れないので，療育の現場からも人員を割いているというような状況もあり，現場としては困惑しています。その人材の確保や，求められるイメージ，あるいはゴールがある程度明らかに示されていくとよいと感じております。

会 長

ありがとうございました。

では，熊谷委員さん，よろしいでしょうか。

熊谷委員

家庭福祉会の熊谷でございます。

私は全く異業種から入ったもので，実は入って驚いたのは，職員がこれだけの給料でやっているのか，ということが一番初めに思いました。それで，人が来ない，当たり前ですよ。今，経済がピークになりまして，大企業はベースアップ，中小企業以下はもうベースアップできない。そうすると我々はどっちに行くのかなと。お金の話をして本当に恐縮なんですけれども，やはり職員の生活を安定させなければいい人は来ないのかなと。やはり虐待なんかでも問題になるのは，大変恐縮なんですけれども，使えなくてうちのほうにきてやっとならぬ主力になるんだけれども，結局虐待する，当たり前ですね。自分の感情を抑えられない。やはり我々もいい仕事をするためにはそれなりの処遇をしないと，いい職員は集まってこないというふうに私は思っていました。

先ほど会長が，計画だけでなく実効性あるものにしなければならないという，私もそう思います。要するに，仏作って魂入れずだと思えますよ。こういう一生懸命みんなが集まっていて施策委員会をやっているんですけども，じゃあ，自分たちの職員，何しているのといったら，98%は知りません。私もここに来るまで分からなかったです。非常に恥ずかしい話です。ですから，今言ったようにせつかくいいものをつくるのに関わらず，これもいかにして媒体としてやるのかと。我々委員一人一人が広報，媒体の一員だと思ってつくって，一生懸命職員には言うんですけども，なかなか理解してもらえない。ですから，そういうことでいろいろありまして，計画の一番最後に，要するに障害福祉従事者の職員の人材確保，一番最後に書いてありますけれども，私はこの位置でいいのかと思いますね。やはりこれをもう少し上げてもらわないと，本当に我々がやれることがやれない。応募して

も多分職員がこなせないと思うんですね、労力的に。この辺が本当に切実な問題だなと思っているんですけどもね。

それと、私ちょっと失礼なこと言ったらあれですけども、いろいろ我々、自分たちがやっている仕事ですので、いろいろな要望をします。これつくれ、あれつくれって言うんですけども、私は社会全体的に例えば100%があった場合、我々はその100%のうちの何%部分を要望できるのかなと。要するに10%なのか、5%のかなと。それを分からないで何でもかんでもやれやれとなってしまうと、何でそういう人たちは優遇されて、我々は真面目に働いているのに、というふうに一般の方から共感を得ないと、いかにもそれは絵に描いた餅なんじゃないかと思うんですよ。だから、我々は決して3歩も4歩も下がるわけじゃなくて、やはりつくる際、共感を得ないと皆様に理解してもらえないんじゃないかと思うんですよ。ですから、私もなかなか頭が古いもんですから、なかなかこの施策委員会の全部を消化することができないんですけども、根本的にはそういうふうがいい人を集めていい仕事をさせて、この施策委員会でつくった計画に基づいて自立した仕事ができればいいかなというふうに思っています。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、佐々木委員さん、ご発言いただければと思います。

佐々木委員

仙台歯科医師会の佐々木です。会議のほうに遅れて到着して申し訳ございませんでした。

ヒアリングを数件やらせていただいて、ちょっと意見というか、感想みたいな話になっちゃうんですけども、5年前の条例の策定のときからずっと携わらせていただいて、今回改正のほうにも携わらせていただいているわけですが、実際条例ができて何が変わったのか、何が変わっていないのかという話なんですけれども、実際つくった側の自分自身の何が変わったと考えたとき、実感ができていなかったわけですよ。でも、インタビューのときに、5年前に条例ができて、何か変わったことがありましたかとか、いいことはありましたかみたいな質問に対して、当然何も無いという回答が出てくるのかなと思っていたんですけども、実際条例ができたことによって、人にこの話ができるって言われたんですよ。それを聞いて、何か今までの皆さんで考えていろいろつくり上げたことがきちんと役に立っているんだなと思ってかなりうれしく思いました。

とにかく、条例ができたことによって他県の方でしたりとか、他業種の方でしたりとか、いろいろな方にこういう条例があるんですよとお話しするだけでやはり反応が違うっていうんですよ。そういう話を伺ったので、今後ちょっとやはり広報活動というのをかなり広めていかなきゃいけないのかなと思って、自分自身も自分の業種の中でも周知徹底をちょっとしていきたいなと思った次第です。

何かあんまり取り留めのない話で申し訳ないんですけども、以上です。

会 長

ありがとうございました。

では、早坂委員さん、ご発言いただいてよろしいでしょうか。

早坂委員

初めての参加というところなので、ちょっと失礼なことを言ってしまったら本当恐縮です。勝手によく分からなくて、僕の思った主観でちょっといろいろお話しさせていただくんですけども、今回ご提出いただいた資料の中で、私もどちらかというと事業所を運営している側との意見交換というか、結構頻繁にやっていて、やはり利用者の方の高齢化の課題というのはよく聞くなというふうには思っています。それは就労系もそうですし、グループホームもしかりでして、そういった資料がこの統計の中にはちょっと見られなかったかなと思うので、実際、手帳が交付されている方の年齢層、年代層というところも把握したいなと思ったところが一つございました。

あとは、事業所数が増えていますけれども、種別でやはりかなりたくさんあるというところについては、民間でも社福でもそうなんですけれども、やはり報酬の設定といいますか、言ってしまうと、儲からないからやらないという選択をする事業者は非常に多いというのはちょっと実感としてございます。

ただその一方で、就労継続支援のB型というのは、異業種参入というセミナーとかも農政局の方面でも一生懸命やっているとおり、農福連携の部分でしたりとか、やはり一般の中小企業者からでも耳にする機会は増えてきました。やはりその事業所の運用の仕方ということについては、中小事業者の経営者は特に知らないというのは非常に多い、単純に一労働力として見ているというケースが非常に多いんですけども、その一方で仕事に向かうまでの時間といいますか、各居宅内においての時間の過ごし方、いわゆる生活の部分の支援というのがまだまだやはり事業所数も含めて、質も含めて足りないところが多い。

我々の仕事といいますか、パブリックな時間、公なところでこうやって出てくる時に、いろいろ自宅で寝るまでの準備でしたりとか、いろいろ整えてくるパターンというか、基本的にはそういった形で一日を過ごすと思うんですけども、そのやはり支援というところが非常に足りないのかなというのは感じております。ただそれもじゃあ、やってみようかということいろいろ話ししても、やはり事業所を立ち上げたときの総体的な報酬単価を見てしまうので、なかなかやはり踏み出せない、社福さんも含めてちょっといらっしゃるのかなというのは思いました。上乘せ支援というのも、なぜこの事業にだけ上乘せするのかという難しさは行政側としてはもちろんあると思うんですけども、そういった足りない部分に対してのもう少し手厚い支援というのを、もしこういった中で検討ができればなというふうにはちょっと思っておりました。

あとは、もう一つは地域包括ケア、例えば地域にいろいろな福祉的な支援がある

方を下ろしていくという施策の一環の一方で、地域をどうつくっていくかというところの議論、僕そこにちょっと関心を持って見ているんですね。町内会とか、地方自治の組織というのが結構崩壊しているところがあったりして、それも背景には高齢化の問題であったりとか、あるいは集合住宅の増加によるコミュニティの希薄さというところもちょっとあったりして、核家族化とはいうんですけれども、多分マンションとかアパートが出てくると、町内会とかのそもそも組織に所属しないという方が増えてきて、支える組織をどうつくっていくかというところも一つテーマなのかなと、僕はちょっと関心を持ってそこを見ておりました。

あとは、先ほどもどなたかお話あったと思うんですけれども、ゴールといいますか、どこかベンチマークしている都市とかあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいかなというふうには思っていました。

あとは、商業者の巻き込みとして、私は商工会議所青年部とかにも所属していますので、逆にそういった経済団体、あるいは青年部のような組織に対して、こういった条例も含めて理解の促進というのをお願いベースでもいいので、例えば年間の事業とかスケジュールの中に盛り込むこと、結局経営者が所属している団体になりますので、そういったところも増やしていくというのは全然ありなのかなと。我々所属しているところはようやく令和元年度ぐらいに入ってからSDGsをきっかけに障害者福祉の部分であったりとか、関心を持つ事業者さんが増えてきているところがありますので、そこでやはりもう少し促進させるような、経済的な理論というか、お話というか、原理原則を抜きにして、この障害者だけじゃないですけども、社会福祉施策というのはなかなか難しいのかなというのがありますので、巻き込んでいく方向というのもちょっと私なりにいろいろなご提案できればと思います。

長々すみません、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

皆さんからご意見をいただきました。ちょっとだけもう一度整理をしておくと、これは先ほどから話題になっている資料4ですよ。資料4のやつは、国の考え方の途中経過ということで、成果目標等々についてはまだ入っていないですよ。これからやりますというふうに書いてあるので、その辺が具体性ないというところにつながっているんだと思うんですね。

もう一つは、皆さんのお話からもいろいろなところが出ていたんですけれども、これをもって乱暴に考えないほうがいいと思うんですね。例えば奥田さんがおっしゃっていた地域移行っていうけれども出せるのというところがあると思うんですけれども、私はこれを一番最初に上げるということはもちろん大切なことだと思うんですけれども、不安が大きくなるということがあって、重要なことは、今起こっているいろいろなこと、地域でのひずみは、いろいろなケアの方向を転換しなきゃいけないというところがまだまだ整備されていないし、知見としても少ないということがあって、旧態依然とした考え方、こういう福祉制度というのはこれまでは消極

的な利用、ほかの制度で賄え切れなくて、例えば行くところがないから施設に入るんだとか、それから障害者の人だけを集めているいろいろな動きというのは、これは旧態依然の考え方で、決してそういうものではなくて、積極的な利用、つまり今日、今現在もこの仙台で暮らされているいろいろな方がそれぞれ自分らしく暮らせるということを目指して支援をしていくわけですよ。

SDGsの話も出ていましたが、SDGsというのは分解して考えるのではなくて、統合して考えなきゃいけないんだけど、1丁目1番地って何かっていったら、前も言いましたけれども、誰一人取り残さない持続可能な世界をつくるということなんです。だから、そういうものを盛り込みながらつくっていくということについては、今日皆さんがお話しされていることというのは非常に重要なポイントであるというふうに思っています。

みんな地域移行だから返すんだというような話、それから質の問題ですよ。だから、どうやってその人らしく暮らせるように支援ができるかということも担保されていないという。事業所に行ってそこに割り振ればいいということでは、実は心配ですよ。さっき虐待の話も出ていましたけれども。むしろ入所施設でということも、当然そっちのほうが安心だということもあるわけです。だから、地域で暮らす安全なものをもっともっと考えていかなきゃいけないんですけども、そういうときにもう一つ考えなきゃいけないのは、人材不足っていうんだけど、魅力的な業種ですか、魅力的な職場ですかというのがまず一つ。そのときには、もちろん報酬ということあります。これは重要ですよ。次に、自分が成長していけるかどうか。自分がやりたいことができ、自分が成長していけるかどうかということを確認するような職場になっているかということ。3つ目は、これはどの業種でも同じだと思うんですけども、辞める原因の一番は人間関係ですから、そういったことについて整理できているかどうか。なので、そういったことを考えなきゃいけない。

それで、私、一番重要なことは、こうやって対話をしていくということだと思うんです。さっき、「私、異業種から来ました」、「私、初めての参加ですけども」というお話ありましたけれども、いろいろな方が来ていろいろなご意見をいただいて、その中でお互いに理解を深めて、次に向かって行動していくということがとても重要で、対話と活動というのを繰り返しながら前に進んでいくということがとても重要で、今回この計画づくりはそのきっかけとなるようなものになればいいと思っています。ですので、事務局と一緒にやりながら、具体的なもの、より鮮明に成果が得られるようなものを目指していきたいと思うんです。

それぞれいろいろな立場の方がいて、いろいろな課題があって、当然優先順位であるとか、それから課題の整理ということもついても少ししっかりと論理的に説明できるようにしていかなくちゃいけないと思うので、その辺も皆さんとしっかり共有できればというふうに思っております。今日お休みの方も多いんですが、次年度に向けてそんなことができるといいのかなと思うので、こんなこと言っているの

かなということなしにお話をさせていただいて、立場を超えていくことができたらというふうに思っております。

何でこういう話をするかという、これは反省です、私の。今日もちょっと調査に行っていたんですけども、ヒアリングに行ったんですけども、よくよく考えると、言われることは私が現役のときとあんまり変わっていないんです。皆さんもそんな感じするでしょう、何回も同じこと言っているという。これは私、命がけでここから進めなきゃいけないというふうに今日も思ったので、この何十年間、私は何してきたんだろうというのをすごくビンタされたような感じでしたので、高橋さん、笑わないでください。高橋さんのこの前の発言も私聞いていて、本当にそういうことをすごく思ったので、この計画については早坂委員さんのような新たな力も入ったので、ぜひ実効あるものにしませんかと。それは十歩進めようとは言いません。一步でも二歩でも、あっ、変わってきたよねというのが実感できるように、もっともっと実感できるようにするための計画をみんなで作りたいと思います。すみません、長くなりました。こんな話をさせていただきました。

では、今日は説明をいただいて、皆さんのご意見や考え方、ご質問がありましたので一部お答えいただいておりますが、ここまでのところで事務局のほうで何かコメントはありますか。よろしいでしょうか。全てしっかり受け止めますので、一緒にやりましょうと言っていたけるとありがたいんですけども。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) もちろんしっかり皆様からいただいたご意見を受け止めながら計画はつくっていきたくて思っておりますので、引き続きご意見いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

会長 すみません、発言を強制してしまいました。申し訳ありません。

報告事項

(1) 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の進捗について

会長 では、報告事項に移りたいと思います。

続きまして、報告事項の(1)について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 報告事項の(1)令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の進捗につきましてご説明いたします。

資料のほうは5の令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の進捗についてをご覧ください。

7月の本協議会でもご説明しておりましたが、令和6年度からの障害者保健福祉

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

計画等を策定するに当たりまして、市内の障害児・者の実態、保健福祉サービスの利用動向、利用意向、市内の障害児・者に対する理解の状況などを把握するために保健福祉基礎調査といたしましてアンケート調査、それから、先ほどからご発言していただいておりますが、皆様にヒアリング調査を行っていただいております、現在も一部進めているところでございます。

本日は、その進捗状況についてご報告いたします。

まず、1のアンケート調査についてです。

(1)の実施期間につきましては、令和4年10月24日から12月9日まで実施いたしまして、既に調査票の提出は終了しているところです。

(2)の調査票の配布数です。

表にございますとおり、障害種別、本人、家族など12の調査区分ごとに配布予定数が計8,000名のところ、配布実績数と7,954名の方にお届けすることができました。前回、平成28年度の実績と比較しましても、約1,500名多くなっているところでございます。

(3)の今後の予定です。

現在、回答いただいた調査票について集計作業を進めておりまして、集計後の結果の分析を実施する予定でございます。分析結果につきましては、令和5年度第1回の本協議会でご報告する予定としております。

次に、2番のヒアリング調査についてです。

(1)の実施期間につきましては、令和4年12月12日からスタートいたしまして、現在も継続しているというところでございます。この間、委員の皆様には、お忙しいところ調査にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

(2)の実施件数でございます。

1月17日時点の数字ではございますが、障害当事者、家族へのヒアリングにつきましては、調査対象が14件のところを5件実施したところでございます。

資料おめくりいただきまして、障害福祉サービス事業所、それから病院等関係機関へのヒアリングにつきましては、調査対象38件のところを23件実施したところでございます。うち、表の中の3番の精神科病院12件につきましては、書面での調査としているところでございます。

(3)の今後の予定です。

ヒアリング調査はまだ継続中ですので、引き続き調査を行いまして、その内容について取りまとめ、こちらも令和5年度第1回の本協議会でご報告する予定としております。

報告は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま、次第7の報告事項について事務局よりご説明いただきました。

皆様からご意見、ご質問いただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょう。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

これは現在進行形のものの報告でございます。既に皆様にも協力をいただいて進めているところでございますが、今後ともご協力いただくということになりますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどから皆さんの発言の中にもヒアリングで感じたこと等々お話しただいておりますので、いろいろ心に刻んでいることがあると思ひますので、計画策定においては忘れないで発言していただけると、引き続き見守っていただけるとありがたいなと思ひます。

よろしいでしょうか。

では、ここまでとさせていただきますが、まだ言い残したことがある方、いらっしやいますか。先ほどのところも含めて何かご発言なさりたい方、いらっしやいますでしょうか。

（8）その他

会 長 　　では、最後に、次第8、その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

本当に暖冬でしたのに寒いですから、皆さんも十分お体に気をつけていただいて、またヒアリング等よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、議事が終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思ひます。

（9）閉 会

事 務 局 　　大坂会長、議事進行ありがとうございました。

最後に、事務的なご連絡を申し上げます。

まず、本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。修正のご意見などいただきまして、事務局で修正作業を行って、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見、ご質問などございましたら、机上にお配りしておりますご意見等にて、期限が短く恐縮ですが、2月6日の月曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式は、後ほどメールでも送付させていただきます。

本日、この協議会の中でご質問いただいて、まだ回答していない部分もあるかと思ひますので、そちらは追加でいただいたご質問などと併せて、皆様に共有させていただければと思ひます。

最後に、次回の協議会につきましては、令和5年3月14日火曜日に第9回、そして3月16日木曜日に第10回と予定しております。3月14日につきましては、条例の見直しに係る協議会の開催を予定しております。

それでは、以上をもちまして令和4年度第8回仙台市障害者施策推進協議会を終

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第8回）

了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

署名人 奥田 妙子 